

合併による児童虐待防止ネットワークについて

資料3

- 1 合併に伴い、各町の児童虐待防止に関する連絡会およびネットワーク等の委員で、高松市児童対策協議会の代表者会議の関係機関、関係団体に属している場合は、合併後も引き続いて、個別ケース検討会議の委員として位置づける。
- 2 個別ケース検討会議の委員は、要綱第8条で「代表者が、その構成員のうちから指名した者で、調整機関の長が、指名したものによる」と定めているので、委員が属している関係機関、関係団体から指名して頂くこととする。
- 3 合併前の「国分寺町次世代育成支援対策等協議会」の委員のうち、所属する団体等が、別表1に掲げる関係機関に該当しない場合は、要綱を改正し、個別ケース検討会議委員として位置づけることができるものとする。
- 4 合併により新たに個別ケース検討会議の委員とすることができる者

関係機関		塩江町	香川町	香南町	国分寺町	庵治町	牟礼町
高松市医師会				○		○	○
NPO法人子どもの虐待防止ネットワークかがわ					○		○
高松市社会福祉協議会		○			○		
高松人権擁護委員協議会				○		○	
高松市PTA連絡協議会				○	○		
高松市民生委員児童委員協議会		○	○	○	○	○	○
高松市子ども会育成連絡協議会					○		
高松市保育研究会					○		
県子育て支援課		○				○	○
県子ども女性相談センター		○	○	○	○	○	○
高松市教育委員会	幼稚園		○	○	○	○	○
	小学校	○	○	○	○	○	○
	中学校	○	○	○	○	○	○
要綱の一部改正による者					母子愛育会		
					母親クラブ		
					食生活改善推進協議会		
					婦人会		